

資料4 農薬希釈表

所定量の希釈液の調製に必要な薬剤の量

希釈倍率	希釈液 ^{※2} 10L	希釈液 18L	希釈液 50L	希釈液 100L	希釈液 200L	希釈液 300L
倍						(gまたはmL)
100	100	180	500	1,000	2,000	3,000
200	50	90	250	500	1,000	1,500
300	33	60	167	333	667	1,000
400	25	45	125	250	500	750
500	20	36	100	200	400	600
600	17	30	83	167	333	500
700	14	26	71	143	286	429
800	13	23	63	125	250	375
900	11	20	55	111	222	333
1,000	10	18	50	100	200	300
2,000	5	9	25	50	100	150
3,000	3	6	17	33	67	100
4,000	3	5	13	25	50	75
5,000	2	4	10	20	40	60
10,000	1	2	5	10	20	30

※1 小数点以下は、四捨五入

※2 希釈液は出来上がり量のことを指す

散布液の調製時に注意すること

農薬の調製時には、ラベル等、最新情報を確認し、必ず濃度や使用量を守ること

- ① 散布液は、散布面積に対し過不足の生じない量を調製し、必ず使い切る。
- ② 農薬に直接触れたり吸い込んだりしないように、必ずゴム手袋、マスクを着用する。
- ③ 農薬が飛び散ったりしないよう、水和剤は開封時に、液剤等は中栓を外すときに特に注意する。
- ④ 剤を希釈する際には、水滴が飛び散らぬよう、水面近くから静かに入れる。
- ⑤ かくはんは棒等で静かに行い、絶対に手等でかき混ぜない。
- ⑥ 農薬を持ち運ぶ際は、飲食物と一緒に包んだり、ポケットに入れて持ち運んだりしない。
- ⑦ 空になった容器は水ですすぎ洗いし、洗いは散布液に加えるように習慣づける。